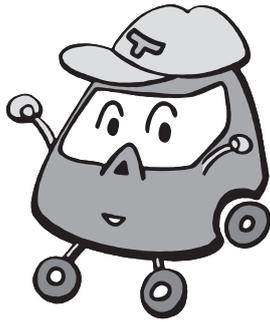


# 兵ト協ニュース

2010.11 No.292  
.....



石籠寺(丹波市)



## もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 事業用貨物自動車の安全確保の徹底について……………	1
道路の横断に限る分割可能な貨物を輸送する車両の	
車両総重量規定の見直しについて……………	3
(厚生労働) 平成22年度「業務の特性に応じた労働者の健康改善支援」のご案内	4
すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました。	
時間額10円から30円(全国加重平均17円)の引上げ…	8
(全ト協) 下請取引適正化推進月間について……………	10
「下請かけこみ寺」に係るチラシの送付について……………	13
「下請けガイドライン説明会」のご案内……………	14
運輸安全マネジメント&労働基準法(時間外労働に係る割増賃金)	
合同研修会のご案内……………	16
自動車輸送統計調査の協力依頼について……………	18
○ 事務局からのお知らせ	
兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について……………	20
セーフティネット制度融資にかかる信用保証料及び利子補給助成について…	23
平成22年度 自動車公害防止月間「環境キャンペーン運動」を開催します。	26
トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査助成制度の	
指定検査・医療機関が追加されました。……………	27
第15回全国トラック運送事業者大会が開催されました。……………	28
交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行……………	30
2010年度トラックの日イベントが開催されました。……………	31
○ 陸災防のページ	
陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底について(緊急要請)…	32
平成22年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱	34
はい作業主任者技能講習会のお知らせ……………	41
○ 会員だより……………	46
○ 協会日誌……………	48



# 行政からのお知らせ



## 国土交通

近運自貨第 667 号の 3  
近運自監第 694 号の 3  
近運技保第 155 号の 3  
平成 22 年 10 月 18 日

近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車交通部長  
近畿運輸局自動車監査指導部長  
近畿運輸局自動車技術安全部長

## 事業用貨物自動車の安全確保の徹底について

事業用貨物自動車の事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、大阪府内において本年 9 月 26 日から 16 日間に発生した交通死亡事故 9 件中 8 件が貨物自動車（内 6 件が事業用貨物自動車）によるものであり、その内 7 件が連続発生していることなどから、今般、大阪府警察本部交通部長から、別紙のとおり近畿運輸局関係部長あて依頼があったところです。

国土交通本省においても昨年 3 月に「事業用自動車総合安全プラン 2009」を策定し、平成 20 年から 10 年間で事業用自動車の事故の死者数半減、人身事故件数半減、飲酒運転ゼロという目標を設定するとともに、この目標を達成するため、各種の取組を実施しているところであり、このような状況は極めて憂慮すべき事態です。

このため、貴会傘下会員に対し、輸送の安全確保について周知徹底を図るよう指導をお願いします。

なお、大阪府警察本部から提供された資料によると、これらの事故は大阪府内の事業者にとどまらず、全国の事業者が関係しているところから、全国の地方運輸局関係部長あてに協力依頼したことを申し添えます。

## 交通死亡事故の発生状況

### 死亡事故多発

- 9月中の交通事故死者数は23人（前年比+5人）で、今年初めて月中の死者数が20人を超過した。
  - また、9月では平成18年以来4年ぶりに20人を超過した。
  - 8月23日から10月11日までの50日間の死者数は35人で、交通死亡事故多発に歯止めがかからない状況である。
- ※ 10月11日現在 141人（前年比-13人）  
6月13日現在 73人（前年比-24人）

### 最近の特徴

- 幹線道路での死亡事故が多発（9月中15人 65.2%）
- 高齢者死亡事故が多発（9月中10人 43.5%）
  - ・ 月別発生状況は、参考資料1のとおり。
  - ・ 時間帯別では、8時から10時と14時から16時の時間帯が各3人である。
  - ・ 状態別では、歩行者・自転車が8人（各4人）、自動車が2人である。
  - ・ 高齢歩行者4人のうち3人が自宅から500m以内、自転車4人のうち3人が交差点で発生している。
- 貨物自動車による死亡事故が多発（9月下旬から10月上旬にかけて）
  - ・ 9月26日から10月11日の16日間に9件9人の死亡事故が発生。  
その内8件が貨物自動車による事故（7件連続発生）である。  
～近年に例はなし。
  - ・ 業務中の事故が7件（77.8%）。
  - ・ 信号交差点での事故が4件（左折時2、右折時2）。
  - ・ 状態別死者数では、歩行者2人、自転車4人、二輪車1人、自動車1人。

### 例年の10月の傾向

- 二輪車の死亡事故が多発（平成19年～21年の3年間を計上）
  - ・ 二輪車死者数21人で、死者数の全体に占める割合が38.2%で最も高い。
  - ・ 年齢別では、16歳から44歳が15人で71.4%を占める。
  - ・ 時間帯別では、2時から4時と8時から10時の時間帯が最も多く各4人である。
  - ・ 事故形態別では、単独が最も多く9人で42.8%を占める。
  - ・ 道路種類別では、幹線道路での発生が71.4%を占める。

# 道路の横断に限る分割可能な貨物を輸送する車両の 車両総重量規定の見直しについて

平成22年10月1日

現在、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）等に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における規制の特例措置として、一定の要件を満たす場合には、車両総重量の上限を設けず分割可能な貨物を輸送する「重量物輸送効率化事業」を実施しているところですが、今般、構造改革特別区域推進本部において、道路法の道路を横断する場合に限り、本特例措置の内容を全国展開するとの方針が決定されました。

これを踏まえ、所要の通達の規定を整備し、次の措置を行いましたのでお知らせいたします。

## 1. 特殊車両通行許可関係

下記(1)～(6)の要件を全て満足することが確認できた場合、道路管理者は車両の総重量について上限を設けず※許可することができるとしました。

- (1) 通行経路が道路法の道路に関して横断に限り、かつ、当該横断部分に橋、高架その他これらに類する構造を含まないこと。
- (2) 軸重及び隣り合う車軸に係る軸重の合計が車両制限令（昭和36年7月17日政令第265号）第3条第1項に規定する値（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）を超えていないこと。
- (3) 申請主体と道路管理者が協定を締結すること等により、費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、申請主体の責任において確実に実施されること。
- (4) 定期的に、輸送に係る走行記録が道路管理者へ提出されること。
- (5) 定期的に、道路管理者は路面状況をモニタリングすること。
- (6) 例えば、信号機のない交差点においては警告表示板の設置や誘導員を配置する等、交通事故防止等交通安全への配慮がなされていること。

※ 「車両の総重量について上限を設けず」とは、例えば「バン型等の連結車に係る特殊車両通行許可の取扱いについて」（平成6年9月8日付け建設省道交発第70号）に定める「総重量が44t以下であること。」等に拠らないことをいう。

## 2. 保安基準の緩和認定関係

特殊車両通行許可等により、通行できることが確実であることを道路管理者等により確認された分割可能な貨物を輸送する車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）第4条に規定する車両総重量を緩和する際の上限を設けないこと、また第4条の2に規定する軸重を11.5トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重に限る。）まで緩和できることとしました。

なお、本改正に先立って行いましたパブリックコメントの結果につきましては、国土交通省のホームページに公表しています。

お問い合わせ先  
国土交通省道路局道路交通管理課  
TEL：03-5253-8111（内線37425）  
国土交通省自動車交通局技術企画課  
TEL：03-5253-8111（内線42255）

## 厚生労働

事業場の健康づくり支援事業

平成22年度「業務の特性に応じた労働者の健康改善支援」のご案内

厚生労働省からの  
委託事業により費用は

**無料**※1

です

# 働く人の健康づくり活動 を支援します

～自動車運転業務従事者及び深夜・交代制勤務従事者のために～

この事業は、中央労働災害防止協会（中災防）または協力機関※<sup>2</sup>の健康指導専門家が実施するもので、運動指導、栄養指導、保健指導による健康教育など、労働者の健康改善や事業場の健康づくり活動の取組を支援します。

**実施期間 平成22年10月1日～平成23年2月28日**

（申込受付は平成23年1月31日まで）

ただし、申込みが多数となり、予算を上回ることとなった時点で募集を打ち切ります。

※1 詳しくは、実施内容をご覧ください。

※2 協力機関とは、当協会が登録基準を定め、登録していただいたサービス機関・指導機関のうち、当該事業に実施協力していただける機関をいう。

中央労働災害防止協会



## 目 的

定期健康診断の結果において、高血圧や血中脂質の異常など、生活習慣病につながる所見を有する労働者が年々増えており、平成 20 年には初めて半数を超えました。過労死やそのもととなる脳・心疾患を予防するためにも、まずこれらの有所見を改善することが重要であり、事業者には労働者に対する健康管理のための情報提供、再検査や治療の勧奨、保健指導を行うよう努めることとされています。仕事によっては生活習慣の偏りを生じやすいものがあります。そのため、自動車運転業務及び深夜・交代制勤務を対象として運動指導、栄養指導及び保健指導を実施することにより、労働者の健康改善を図ることとします。



## 対象事業場

労災保険適用事業場のうち、次のいずれかに該当する労働者がいる事業場とします。事業場規模については、特に制限はありません。

### ① 自動車運転業務従事者がいる事業場

もっぱら自動車運転業務によって、原則その生業が成立している事業場であり、長時間にわたる連続作業や同一姿勢が続く運転作業を、定常的な業務として従事している人がいる事業場を対象としています。

### ② 深夜・交代制勤務従事者がいる事業場

深夜午後 10 時から午前 5 時の時間帯に、原則、交代制によって定常的に業務が行われている事業場、又は深夜の時間帯に定常的に業務が行われている事業場であり、その勤務体制の中で定常的に業務に従事している人がいる事業場を対象としています。



## 実施内容

- ・費用は無料です。ただし、実施回数を超える場合には事業場にご負担をいただくこともあります。
- ・無料の健康指導回数は、集団又は個別指導の組合せで、3 回程度です。
- ・労働者は集団又は個別指導により、2 回の健康指導を受けるものとします。
- ・指導時間は、集団指導 1 回当たり 45 分以上、個別指導 1 人当たり 30 分程度です。
- ・個別指導の実施人数は、1 事業場当たり 20 人が上限です。
- ・健康教育の取組みである健康的な生活行動、栄養摂取、効果的な運動方法などについて、「健康改善手引き」を用いて健康指導を実施します。
- ・労働者（事業者含む）の生活状況調査をし、健康指導によって行動が変化したかを確認します。
- ・支援を利用した事業場は、利用アンケートの記入をお願いします。

### 【標準的な実施例】

- 1回目(集団指導) 事業者に対して、進め方、個別指導の対象となる人の選定、健康改善の必要性等について事前説明し、労働者(事業者含む)に対して、生活状況調査を行い状況把握
- 2回目(集団又は個別) 指導を1回受けた労働者が、概ね1ヵ月後に行動変化をチェックリストにより確認
- 3回目(集団又は個別) 指導結果を踏まえて労働者の健康状況や行動変化を検証し、今後の健康改善の取組み等について検討

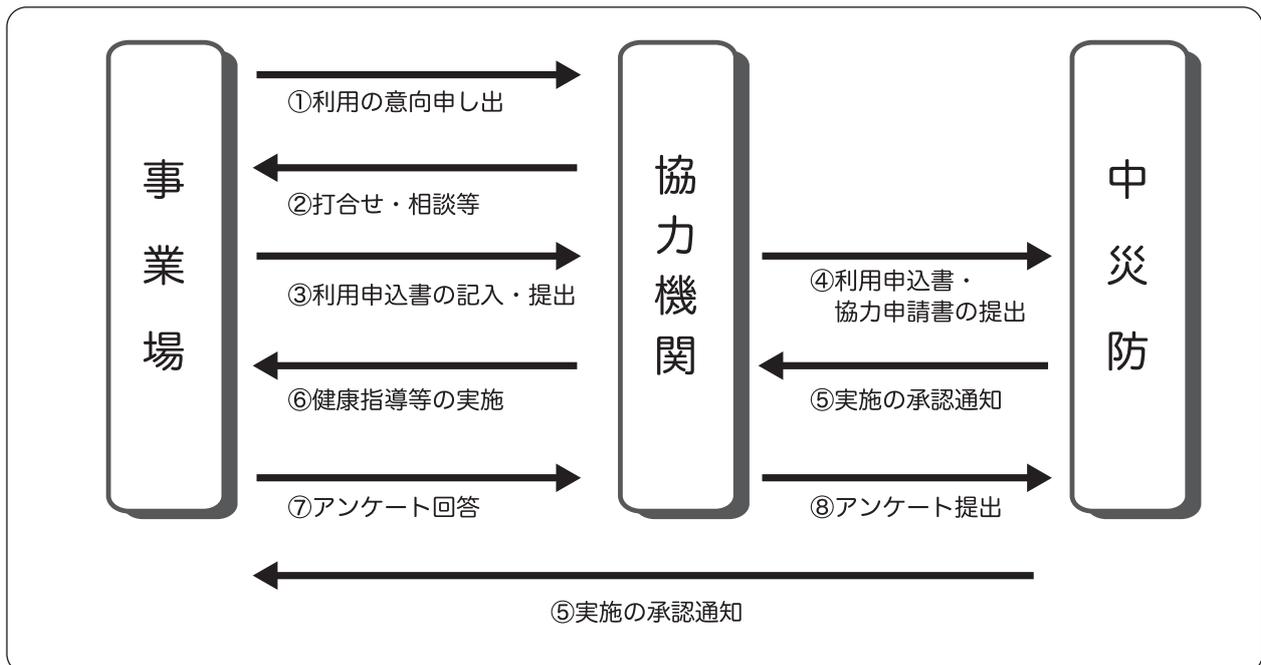
### 【実施方法パターン例】

回数	指導形式	対象者
1回目	集団	労働者(事業者)
2回目	集団・個別	労働者
3回目	集団・個別	労働者(事業者)

※個別指導 20人まで



## 実施までの流れ



# 利用の意向申出書 (FAX送信)

平成 年 月 日

「業務の特性に応じた労働者の健康改善支援」を受ける意向がありますので、下記のとおり申し上げます。

(実施を希望する協力機関名を記入)	
宛 (正式な手続は別途必要になります。)	
事業場の名称	
所在地	〒 —
担当者役職氏名	
連絡先	電話 FAX E-Mail
業種	労働者数(事業場単位) 人 勤務・業務形態(○を付けてください) 自動車運転業務 ・ 深夜交代制勤務
現在の健康づくりの活動状況(記入することがない場合は、記入しなくても結構です。)	

<個人情報の取り扱いについて> 本紙に書かれた個人情報については、中災防及び協力機関が、標記事業の効率的な運営のためにのみ使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。



お申込み先・お問合わせ先

☎ 事業実施の具体的な方法についてのご相談、お問合わせ・お申込先

**協力機関** [http://www.jisha.or.jp/health/thp/kikan/kikan\\_list.html](http://www.jisha.or.jp/health/thp/kikan/kikan_list.html)

※上記ホームページの都道府県別労働者健康保持増進サービス機関・指導機関名簿の中の●印が協力機関です

☎ 事業全般に関するお問合わせ先

中央労働災害防止協会(中災防) 健康確保推進部 企画課

〒108-0014 港区芝5-35-2 安全衛生総合会館6階

TEL 03(3452)2462 FAX 03(3453)0730

<http://www.jisha.or.jp/health/thp/support/kaizen.html>

サービスセンターの名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
北海道安全衛生サービスセンター	064-0919	札幌市中央区南19条西9-2-25	011-512-2031	011-512-9612
東北安全衛生サービスセンター	980-0011	仙台市青葉区上杉1-3-34	022-261-2821	022-261-2826
関東安全衛生サービスセンター	108-0014	東京都港区芝5-35-1	03-5484-6701	03-5484-6704
中部安全衛生サービスセンター	456-0035	名古屋市熱田区白鳥1-4-19	052-682-1731	052-682-6209
大阪労働衛生総合センター	550-0001	大阪市西区土佐堀2-3-8	06-6448-3840	06-6459-4195
中国四国安全衛生サービスセンター	733-0003	広島市西区三條町3-25-30	082-238-4707	082-238-4716
九州安全衛生サービスセンター	812-0008	福岡市博多区東光2-16-14	092-437-1664	092-437-1669

## すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました 時間額 10円から 30円 (全国加重平均 17円) の引上げ

すべての都道府県労働局において、下表のとおり地域別最低賃金額を改定し、平成 22 年 10 月 7 日から 11 月 5 日までの間に順次効力が発生します。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則 (50 万円以下の罰金) が定められています。

経営者の皆様におかれましては、貴社の労働者の賃金額が決して地域別最低賃金額を下回ることのないよう、金額を御確認ください。

なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定 (産業別) 最低賃金が適用されることとなりますので御注意ください。

平成 22 年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日
北海道	691	H22.10.15	石川	686	H22.10.30	岡山	683	H22.11.5
青森	645	H22.10.29	福井	683	H22.10.21	広島	704	H22.10.30
岩手	644	H22.10.30	山梨	689	H22.10.17	山口	681	H22.10.29
宮城	674	H22.10.24	長野	693	H22.10.29	徳島	645	H22.10.16
秋田	645	H22.11.3	岐阜	706	H22.10.17	香川	664	H22.10.16
山形	645	H22.10.29	静岡	725	H22.10.14	愛媛	644	H22.10.27
福島	657	H22.10.24	愛知	745	H22.10.24	高知	642	H22.10.27
茨城	690	H22.10.16	三重	714	H22.10.22	福岡	692	H22.10.22
栃木	697	H22.10.7	滋賀	706	H22.10.21	佐賀	642	H22.10.29
群馬	688	H22.10.9	京都	749	H22.10.17	長崎	642	H22.11.4
埼玉	750	H22.10.16	大阪	779	H22.10.15	熊本	643	H22.11.5
千葉	744	H22.10.24	兵庫	734	H22.10.17	大分	643	H22.10.24
東京	821	H22.10.24	奈良	691	H22.10.24	宮崎	642	H22.11.4
神奈川	818	H22.10.21	和歌山	684	H22.10.29	鹿児島	642	H22.10.28
新潟	681	H22.10.21	鳥取	642	H22.10.31	沖縄	642	H22.11.5
富山	691	H22.10.27	島根	642	H22.10.24			

## Q ■ 最低賃金制度とは ■ 为什么呢？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。

## Q ■ 最低賃金の対象となる ■ 賃金には ■ どんなものがありますか？

A. 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## Q ■ 最低賃金額より ■ 低い賃金を労働者、 ■ 使用者双方合意の上で ■ 定めた場合はどうなりますか？

A. 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。具体的な金額など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

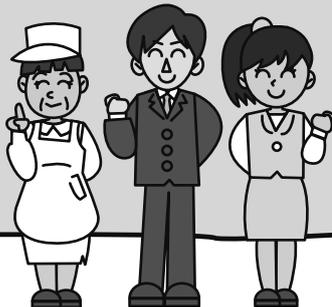
# 最低賃金額 以上の賃金が 支払われてますか？ お確かめください。

## Q ■ 最低賃金額以上か ■ 未満かどうかを、 ■ 確認する方法はありますか？

A. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合  
日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）  
（ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給  $\geq$  最低賃金額（日額）となります。）
- ③ 月給の場合  
月給  $\div$  1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- ④ 上記①、②、③の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

# 必ずチェック 最低賃金！



# 使用者も、 労働者も

都道府県トラック協会  
会 長 殿

(社) 全日本トラック協会  
会長 中西 英一郎

## 下請取引適正化推進月間について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます

平素は、当協会の業務運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成22年10月1日付公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官より、11月を下請取引適正化推進月間とし、講習会募集要領に基づき公正取引委員会、中小企業庁、経済産業局等において、下請取引適正化推進講習会等を実施することとなりました。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者及び広報誌等にて周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成22年10月  
公正取引委員会  
中小企業庁

### 1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

### 2 下請取引適正化推進講習会受講者の募集方法

#### (1) 一般公募

##### ア 公募方法

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

##### イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、官製はがき又は本要領添付の申込用紙に主催（公正取引委員会又は中小企業庁）、開催日、開催都道府県、出席者氏名、出席者役職名、事業所所在地、事業所名（ふりがな）、電話番号及び電子メールアドレスを記入し、別紙記載の申込先に郵送又はファクシミリで開催日の1週間前までに申し込むものとする。ただし、公正取引委員会主催の講習会については、ホームページからの申込みも可能。また、中小企業庁主催の東北、関東及び九州の各地方経済産業局管内の講習会については、経済産業局ホームページから申

し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、官製はがき又は本要領添付の申込用紙に必要事項を記入の上、別紙記載の申込先に郵送又はファクシミリで申し込むものとする。ただし、公正取引委員会主催の講習会については、ホームページからの申込みも可能。

3 その他

- (1) 1事業所当たりの申込人数は、会場の収容数にかんがみ、原則として2名以内とする。
- (2) 講習会の対象は、物品の製造(加工を含む。)、修理、情報成果物の作成又は役務提供(建設業を除く。)を業とする事業者の下請取引担当者とする。
- (3) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。
- (4) 講習会参加費は無料とする。
- (5) 本年度の講習会開催地、開催日、申込先及び申込用紙は別紙のとおりである。
- (6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。
- (7) 申込みの際に入手した個人情報、講習会業務以外の目的には使用しない。

(別添)

## 平成22年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
大阪府	11月8日(月) 13:30～16:30	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所 地下1階 1号会議室	200名	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176 (直) FAX 06 (6943) 7214 *公正取引委員会のホームページからも お申込みできます。 <a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>
	11月19日(金) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ケ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
兵庫県	11月30日(火) 13:30～16:30	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館 11階 パルテホール	150名	
和歌山県	11月5日(金) 13:30～16:30	和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館 5階 大会議室	80名	

(中小企業庁主催)

滋賀県	11月18日(木) 13:30～16:30	大津市京町4-1-1 滋賀県庁 東館 7階 大会議室	100名	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 06 (6966) 6037 FAX 06 (6966) 6083
京都府	11月15日(月) 13:30～16:30	京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676-13 メルパルク京都 5階 会議室A	200名	
大阪府	11月24日(水) 13:30～16:30	大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス 芙蓉会場	600名	
奈良県	11月9日(火) 13:30～16:30	奈良市池之町3 地方職員共済組合 猿沢荘 会議室わかくさ	100名	

(注) 申込可能人数は、会場の収容数にかんがみ、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

# 下請取引適正化推進講習会申込用紙

主 催 (○で囲んでください。)	公正取引委員会主催 ・ 中小企業庁主催
開催日	月 日 開催分
開催都道府県	
出席者氏名	
出席者役職名	
事業所所在地	
ふりがな	
事業所名	
電話番号	
電子メールアドレス	

事務連絡

平成22年9月27日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

社団法人 全日本トラック協会  
常務理事 矢島 昭男

## 「下請かけこみ寺」に係るチラシの送付について

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国中小企業取引振興協会では、中小企業庁からの委託事業として中小企業者の取引の悩みに応じる「下請かけこみ寺」事業を平成20年度から実施しており、相談員や弁護士が無料で、支払遅延や減額等の相談に応じてくれる「相談業務」の他、「調停業務」、「ガイドライン説明業務」の3つの事業を行っております。

今般、全国中小企業取引振興協会が「相談業務」に関する案内チラシを新たに作成しましたので、ご活用頂き、貴協会傘下会員事業者へ周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、チラシについては、下記の全国中小企業取引振興協会ホームページよりダウンロードできます。

・本チラシは下記ホームページよりダウンロードできます。

[http://zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/pamphlet\\_kakekomi.pdf](http://zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/pamphlet_kakekomi.pdf)

・問い合わせ先

財団法人 全国中小企業取引振興 下請かけこみ寺本部 担当 鈴木、田中

TEL 03-5541-6655 FAX 03-5541-6680

## 「下請けガイドライン説明会」のご案内

トラック運送業界では、コストに見合った適正運賃の収受と荷主との公正取引の促進（荷主企業に対する不公正取引の是正）が課題となっています。

下請け取引では、仕事を委ねる側の親事業者は下請け事業者より優位な立場にあることから、親事業者の一方的な都合によって、①下請代金の支払いが遅れてしまったり、②代金が不当に引き下げられたりする場合があります。

この様なことから、今回、兵庫県中小企業団体中央会から講師を迎え標記研修会を下記のとおり開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

出席される方は、別紙申込書をコピーしてご使用いただき、11月16日（火）までにFAX 078 - 882 - 5565（トラック協会）でお申し込み下さい。

なお、質問のある方は申込用紙に質問事項を記入のうえ11月10日（水）までにお申し込み下さい。

### 記

日 時：平成22年11月19日（金） 13：30～15：30

場 所：（社）兵庫県トラック協会 3階大会議室

神戸市灘区大石東町2丁目4-27

講 師：京町法律事務所（兵庫県弁護士会所属）

弁護士 坂口 裕昭（さかぐち ひろあき）氏

テーマ：下請けガイドライン説明会

①下請代金法の概要について

②下請事例とその対策について

※ 当日の個別相談は予定していません。

（担当：兵庫県トラック協会 適正化事業部）

『下請ガイドライン説明会』申込書

(社)兵庫県トラック協会  
適正化事業部宛  
(078-882-5565)

◎11月19日(金) 13:30

会 社 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

参 加 者 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

支 部 名 \_\_\_\_\_

質 問 欄

Large empty dashed box for questions.

## 運輸安全マネジメント&労働基準法（時間外労働に係る割増賃金） 合同研修会のご案内

トラック運送の安全性確保については、荷主をはじめ社会全体の関心も高く、安全最優先を主旨とする運輸安全マネジメントの取り組みについても注目される状況となっています。

また、トラック運送事業における今年（1月～8月）の交通事故発生状況は死亡者数が対前年比大幅増（とりわけ深夜時間帯の追突事故が多発）となっており、労働時間等の適正な運行管理が求められている。（※ H22.9.6 付、厚生労働省労働基準局長通達）一方で、最近の報道によると時間外労働に係る割増賃金などの未払い賃金請求訴訟も散見される状況にあります。

この様なことから、今回、事故対兵庫支所及び兵庫労働局から講師を迎え標記研修会を下記のとおり開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

なお、出席される方は、別紙申込書をコピーしてご使用いただき、開催日10日前迄にFAX 078-882-5565（トラック協会）までお申し込み下さい。

### 記

#### 1. 運輸安全マネジメント（約90分）

自動車事故対策機構 兵庫支所 アシスタントマネージャー 三ツ木 康智 氏

#### 2. トラック運転者の労働時間 & 時間外労働に係る割増賃金（約45分）

兵庫労働局 労働基準部 監督課 監督官

〈神戸会場〉 日 時：平成22年11月24日（水） 13：30～16：00

場 所：（社）兵庫県トラック協会 3階大会議室

神戸市灘区大石東町2丁目4-27

〈姫路会場〉 日 時：平成22年11月25日（木） 13：30～16：00

場 所：（社）兵庫県トラック協会 西部研修センター 2階大会議室

姫路市中地字村東26-1

※「運輸安全マネジメント」は、6月に開催した研修会と同様の内容になります。

運輸安全マネジメント&労働基準法(時間外労働に係る割増賃金)  
合同研修会申込書

(社)兵庫県トラック協会  
適正化事業部宛  
(078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい。

◎11月24日(水) 13:30~神戸会場( )

◎11月25日(木) 13:30~姫路会場( )

会社名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

支部名 \_\_\_\_\_

全ト協発第307号(情)

平成22年9月29日

各都道府県トラック協会長 殿

社団法人全日本トラック協会  
会長 中西 英一郎

## 自動車輸送統計調査の協力依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、自動車輸送統計調査に関し、国土交通省総合政策局情報政策本部長より当協会宛てに、別添のとおり自動車輸送統計調査規則の一部改正と、この実施にあたって協力を依頼する旨の通知がありました。

今回の改正では、公表早期化及び報告義務者の負担軽減を図る等の観点から、これまでの統計調査員を介する調査から、本省より直接報告者(事業者)へ調査票を郵送するなど、調査手法や対象などが変更されます。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下会員への周知とともに自動車輸送統計調査の円滑な遂行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

国総情交第84号

平成22年9月15日

社団法人全日本トラック協会  
会長 中西 英一郎 殿

国土交通省総合政策局  
情報政策本部長 西川 健

## 自動車輸送統計調査の協力依頼について

自動車輸送統計調査(基幹統計)については、日頃から御協力頂き、誠にありがとうございます。

国土交通省では、公表の早期化及び報告義務者の負担軽減を図る等の観点から、調査内容の改善を行うため、自動車輸送統計調査規則(昭和35年運輸省令第15号)の一部を以下のとおり改正し、平成22年10月1日から実施することとなりました。

つきましては、自動車輸送統計調査が引き続き円滑に遂行されますよう、御協力の程宜しくお願い申し上げます。

なお、主な改正事項は以下のとおりです。

## 記

### 1 主な改正理由

自動車輸送統計調査について、公表の早期化及び報告義務者の負担軽減を図る等の観点から、調査内容の改善を行うため、所要の改正を行った。

### 2 主な改正内容

#### (1) 調査系統の変更

統計調査員の確保難に対応するため、運輸支局等に置く統計調査員を介する調査を、本省から直接報告者へ郵送する調査に変更する。

#### (2) 調査手法の変更

営業用貨物自動車について、車両単位の調査から事業所単位の調査に変更し、従来行われていたトリップ毎の調査のみならず、事業所の月間の輸送量を把握する。

#### (3) 調査対象の見直し

自家用旅客自動車を廃止する。また、自家用貨物自動車のうち、軽自動車を対象とする調査を廃止し、さらに、休止となっていた特別積合せトラック調査を廃止する。

#### (4) 調査事項の見直し

「燃料の種類」欄及び「燃料消費量」欄については、自動車燃料消費量調査において把握するため削除し、併せて、「高速道路利用の有無」欄を削除する。

また、自家用貨物自動車における「走行目的」欄及び「輸送人員」欄を削除する。

#### (5) 報告期日の変更

調査票の提出期日を、調査の期間満了後7日以内から15日以内に変更する。

なお、この省令は、国土交通省令第44号（平成22年8月20日付け官報（号外第175号）掲載）により、この告示は、国土交通省告示第951号（同上）により公示された。

## 事務局からのお知らせ

### 兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。  
なお、提出方法につきましては、「感謝状」「表彰状」のいずれかを明記のうえ、所属支部にご提出ください。

#### 記

1. 該当者 平素から業界発展のため尽くされた方。  
長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。
2. 提出書類 ① 功績調書（様式1）  
② 履歴書（様式2）  
③ その他参考となる資料  
※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。
3. 提出期限 平成23年1月20日（木）
4. 表彰の種類及び推薦資格
  - (1)「感謝状」
    - ① トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、15年以上若しくは事業歴30年以上（免許取得から30年以上）を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
    - ② 本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として15年以上その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。  
※年数及び年齢の計算起点は、平成23年5月1日とします。  
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
  - (2)「表彰状」
    - イ. 危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。
    - ロ. 有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。
      - 中間管理者 ① イまたはロに該当する現在中間管理職の方。  
② 中間管理者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
      - その他の従業員 ① イまたはロに該当する現在従業員の方。  
② 従業員として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
      - 運 転 者 ① イまたはロに該当する現在運転者の方。  
② 運転者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な方。  
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
      - 本会または本会支部の職員  
本会または本会支部の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。  
※年数及び年齢の計算起点は、平成23年3月1日とします。

兵ト協会長表彰  
(様式 1)

## 功 績 調 書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【1 感謝状、2 中間管理者、3 その他の従業員、4 運転者、5 職員】

支 部 名

㊟

1. 事業所の住所 名 称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の 役職・ <sup>ふりがな</sup> 氏名 生年月日	
3. 推せん順位	
4. 推せん理由	
5. 賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰  
(様式 2)

# 履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
ふ り が な 氏 氏 名	
生 年 月 日	
学 歴 (最 終 学 歴)	
資 格 (各 種 免 許 事 項)	
職 歴	
そ の 他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

(作成者氏名)

(連絡先)

※所属支部へご提出下さい。

## セーフティネット制度融資にかかる信用保証料 及び利子補給助成について

(社) 兵庫県トラック協会では、平成22年度においても会員事業者の経営の安定に資することを目的として、景況悪化等に伴う資金繰り支援のため兵庫県等が定める経営円滑化等セーフティネット制度を利用した融資に対し、信用保証料の一部及び利子の一部を、下記のとおり助成することとしておりますので、該当する会員事業者にありましては申請書等の遺漏なき提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 対象期間

平成22年1月以降の融資を対象とし、平成23年2月28日までの融資分とする。

#### 2 金融機関

兵庫県内の金融機関からの融資に限る。

#### 3 保証料助成額

一括払いの保証料の2分の1の額（その額が20万円を超えるときは20万円を限度）とする。

#### 4 利子補給率等

年0.6%とし、信用保証料の助成を受けた融資を対象とする。

#### 5 助成金の交付申請要領（融資を受けた後）

##### (1) 信用保証料

- ・ 様式1「信用保証協会保証料助成申請書」により申請
- ・ 制度利用が判る「確認書」又は「認定書」の写し、「信用保証料決定のお知らせ」「保証料受領書」の写しを申請書に添付

##### (2) 利子補給

- ・ 様式2「金融機関利子補給助成申請書」により申請
- ・ 金融機関発行の「返済予定表」の写し（第1回目のみ）及び利息の支払いが確認できる通帳等の写しを申請書に添付～四半期毎に返済が終了するまで要申請

支部 経由	印
----------	---

社団法人 兵庫県トラック協会  
会長 福永征秀 殿

住所

企業名

代表者

印

電話番号

## 信用保証協会保証料助成申請書

当社は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額（限度額20万円）について貴協会の助成を受けたく、「信用保証料決定のお知らせ（写し）」「確認書（写し）」、または、「認定書（写し）」（セーフティネット保証認定の場合）を添えて、下記のとおり申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合にはその額を差引いた金額について申請します。

また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金の返還をいたします。

助成申請額 金 円

### 1 申請明細

項目	記入欄	備考
保証金額（借入額）	円	
資金使途	運転・設備（○をする）	
保証制度		
セーフティネット保証（号認定）	有・無（○をする）	
保証料率		
借入金融機関 / 支店		
借入日	平成 年 月 日	
保証料額	円	
助成申請額（注）	円	

- (注) ① 保証料の2分の1、ただし、その金額が20万円を超える場合は20万円  
② 単位は円、1円未満は切捨て  
③ 2回目以降の申請の場合は、初回以降の既助成額を減額してください。  
(1社当りの総助成額は20万円です。20万円を超える助成はいたしません。)

### 2 申請額の振込先

金融機関名	支店名	受取人名（フリガナ）	預金種別	口座番号
		( )	普通・当座 (○をする)	No.

支部 経由	印
----------	---

社団法人 兵庫県トラック協会  
会長 福永征秀 殿

住 所

企業名

代表者

印

電話番号

## 金融機関利子補給助成申請書

当社は、金融機関から国のセーフティネット保証等の融資を受けましたが、その借入利息の一部について貴協会の助成を受けたく、借入金にかかる「返済予定表」及び3カ月の引落し後の元帳・通帳等証拠書になるものの写しを添えて申請します。

### 記

#### 1 借入金明細

項 目	記 入 欄	備 考
借入日	平成 年 月 日	
借入金額	円	
資金用途	運転・設備 (○をする)	
借入利率	%	
借入利息総額		
借入金融機関		支店名まで記入
借入期間		据置期間を含む

#### 2 利子補給率 0.6%

#### 3 申請額の振込先

金融機関名	支店名	受取人名(フリガナ)	預金種別	口座番号
		( )	普通・当座 (○をする)	No.

## 平成22年度 自動車公害防止月間 「環境キャンペーン運動」を開催します。

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、国、県、また各行政機関が自動車公害防止運動を展開しており、全日本トラック協会も11月をエコドライブ推進強化月間としています。

兵庫県トラック協会においても、トラック運送業界が積極的に環境対策に取り組んでいることを県下一般市民に知って頂くため、昨年に引き続き11月に環境キャンペーン運動を実施致します。

また、トラック運送事業者がアイドリングストップ運動とエコドライブ推進を図り、地球温暖化防止に取り組んでいることを知って頂くとともに、一般市民の皆様にも車を運転されるときアイドリングストップとエコドライブに取り組んで頂くことを目的に、本部及び各支部が環境キャンペーン運動(11月)を県下各地で開催します。

### 1. 環境キャンペーン運動

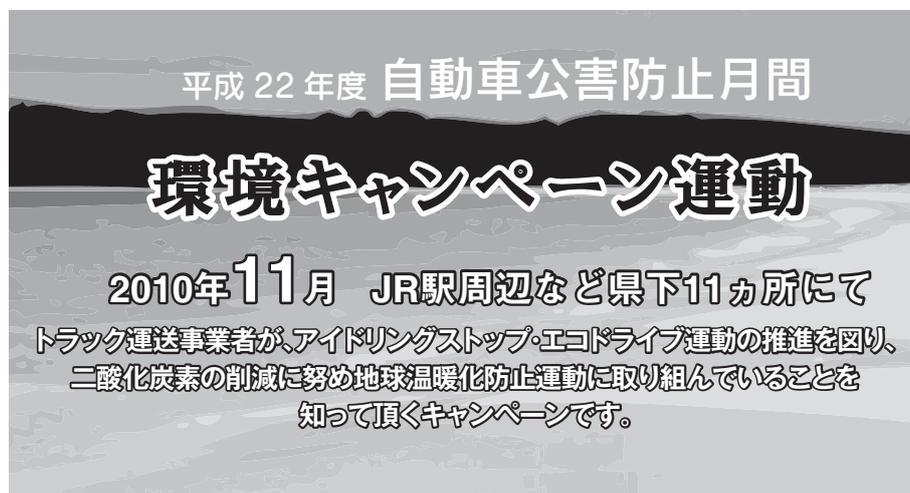
トラック運送事業者が、低公害車両(CNG車・ハイブリッド車・低燃費車)を導入し、二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )・浮遊粒子状物質(SPM)の低減に努めていること、また、アイドリングストップ・エコドライブ運動の推進を図り、二酸化炭素( $\text{CO}_2$ )の削減に努め地球温暖化防止運動に取り組んでいることを広く知って頂くとともに、一般市民の皆様にもアイドリングストップ・エコドライブ運動に参加して貰うもの。

### 2. 開催日時と場所

- ・平成22年11月1日(月)～11月30日(火)
- ・兵庫県下11カ所

### 3. 配布物品

チラシ・エコ関連グッズ[エコバック他]



トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査助成制度の  
指定検査・医療機関が追加されました。

【指定 検査・医療機関】

兵ト協指定

新須磨クリニック

〒654-0046 神戸市須磨区村雨町5-1-4

TEL.078-735-0010 担当：前田

検査費用 5,000円

財団法人 兵庫県予防医学協会

〒658-0046 神戸市東灘区御影本町4-4-20

TEL.078-856-7210 担当：大塚

検査費用 3,625円

尼崎医療生協病院

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘11-12-1

TEL.06-6436-1701 担当：山口

検査費用 5,000円

社団法人 日本健康倶楽部 和田山診療所

〒669-5202 朝来市和田山町東谷385

TEL.079-672-5222 担当：藤木

検査費用 5,000円

医療法人社団 青州会 アイワ病院

〒661-0953 尼崎市東園田町4-101-4

TEL.06-6419-0202 担当：中井

検査費用 5,000円

財団法人 神戸港湾医療保険協会 みなとクリニック

〒650-0041 神戸市中央区新港町13-2

TEL.078-392-8621 担当：岡崎

検査費用 4,935円

※ 柏原赤十字病院 検診センター

〒669-3309 丹波市柏原町柏原259-1

TEL.0795-72-1040 担当：大垣

検査費用 3,600円

## 第15回全国トラック運送事業者大会が開催されました。

10月4日、横浜市のパシフィコ横浜で、第15回全国トラック運送事業者大会が開催された。全国のトラック運送事業者約1450人が参加した。

当協会からも福永会長を始め28名が出席しました。

中西英一郎全日本トラック協会会長が「経済情勢は、一昨年秋以降の世界同時不況やデフレ経済の進行による極端な景気の落ち込み、ドル安による円高、株安の影響を受けて厳しい状況が続いている。業界についても、荷動きの落ち込み、運賃値下げ圧力の強まりなど大きな影響が出ている。9月からスタートした改造内閣には、『国民生活が第一』の原点に立ち、力強い経済再生、回復に向けた諸施策の推進をお願いしたい。また、年末にかけて税制改正論議が激しさを増すことが予想されるが、業界の一致結束のもとに全力を尽くしていきたい」と述べた。

分科会では、「健全経営確立に向けた今後の取り組みについて」「安全・事故防止と省エネ・環境対策について」をテーマに、それぞれ熱のこもった議論が展開された。

大会の最後には、分科会討議を集約した次の9項目の大会決議を満場一致で採択し、業界一丸となって難局を突破していくことを誓った。

毎年事業者大会の場で「鈴木賞」の表彰式が行われており、当協会会員である(株)新宮運送(木南一志社長)が受賞されました。

### 大会決議

- 一 経済危機打開のための思い切った景気、経済対策の断行
- 一 自動車関係諸税の軽減と高速道路料金の大幅な引き下げ
- 一 運輸事業振興助成交付金制度の継続・法制化
- 一 環境税等過重な負担となる新税の導入絶対反対
- 一 交通安全・労災事故の撲滅及び環境・地球温暖化対策の推進
- 一 法令遵守の徹底と事業基盤の強化
- 一 少子高齢化に対応した労働力確保対策の推進
- 一 コストに見合った適正運賃確保と荷主との公正取引の推進
- 一 規制緩和の評価と必要な見直しへの対応促進



「鈴木賞」受賞おめでとうございます



(株) 新宮運送

「鈴木賞」とは  
全日本トラック協会が、運輸事業のさらなる高度化・効率化を図るため、トラック輸送において優れた業績を挙げた個人又は団体の顕彰を行うものである。

## 〈交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行〉

9月27日、神戸市中央区の生田神社において第10回兵庫県トラック協会交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を厳かに執り行いました。

秋晴れの中、本殿において正・副会長をはじめ各支部長、交通対策委員長など61名が出席し、交通安全祈願祭を行いました。福永会長、松原副会長、出雲副会長が協会を代表して玉串を奉奠、出席者全員が二礼二拍手一礼し交通安全を祈願しました。

続いて神社会館で交通事故犠牲者慰霊祭を行い、福永会長が祭文を奏上し、「環境問題あるいは事故防止・安全確保などの社会的規制は年々強化されており、我々運送事業者は公共の道路を利用し経済活動を行うものとして、「安全、安心」、特に交通事故防止対策につきましては、最大限の努力を傾注することを諸霊の御前にお誓い申し上げます。」と諸霊に誓いました。

福永会長、犠牲者遺族代表、各副会長、各支部長、交通対策委員長、出席者全員が玉串を奉奠し、あらためて犠牲になられた方々のご無念に思いを致すとともに諸霊の平安を祈念し斉了いたしました。



## 2010年度トラックの日イベントが開催されました

10月11日(月) 体育の日、神戸ハーバーランドでトラックの日イベントとしてトラッ君スタンプラリー、ブースなどを展開し業界のPRを実施しました。

雲一つない秋晴れの中、ラジオ放送、新聞広告等で募集した一般市民の方々 600名が「魅力満載! 港神戸を歩こう」と題した、南京町、神戸港などを巡るウォークラリー (4.8キロ) に参加し、楽しい1日を過ごしました。また、支部、青年部によるチャリティーブースをはじめ、白バイとの記念撮影、県警音楽隊による演奏、大阪ガスによるCNGトラック展示などを通じ1,700名の方々へのPRを行いました。

ゴール後のアトラクションではトラック輸送の重要性をPRし、当業界に対する理解を深めていただきました。

ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。ご苦労様でした。



PRブースの「チャリティーコーナー」で集まりました下記金額を全て交通遺児の募金に寄付いたしましたのでご報告いたします。

金 16,336円



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

## 兵庫労働局からのお知らせ

兵労発基第766号

平成22年10月13日

陸上貨物運送事業労働防止協会  
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長

### 陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底について (緊急要請)

日頃から、労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことについて深く感謝申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業における労働災害による死亡者数は、全国的には平成22年1月から7月までの速報値で80人と、昨年に比べて26人、48.1%（全産業で574人、13%増）の大幅な増加となっています。これは2年前と比べても6.7%の増（全産業は11.0%減）であり、看過できない状況にあります。事故の型別では、特に交通事故によるものが47人と昨年に比べて17人、56.6%の大幅な増加となっており、とりわけ深夜時間帯（22時～5時）において、19人と、昨年の9人と比べ多発しています。その内訳を見ますと追突事故が多くなっており、早急な対策の強化が必要となっています。

また、当局管内におきましても、平成22年1月から8月までの速報値では、陸上貨物運送事業における死亡者数は3人と、既に昨年（1年間）の1人に比べ3倍増となっており、3人とも追突事故で、うち2人は深夜時間帯における災害となっています。

つきましては、以上のような死亡交通労働災害の急増に歯止めをかけるため、当局では「緊急死亡労働災害防止対策」の実施を図ることとしておりますが、その重点実施事項として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、特に睡眠時間の確保に配慮した措置である右記の事項を確実に実施するよう貴協会の会員事業場に対して周知・指導の徹底を図っていただきますよう要請いたします。

併せて、会員事業場における自主的安全衛生管理活動の一層の推進を図っていただくため、会員事業場における「職場の安全衛生自主点検」（兵ト協ニュース掲載）及び「リスクアセスメントの実施に関するアンケート」等の実施を通じた総点検を行っていただくとともに、それら実施の結果に基づき会員事業場への指導の徹底を図っていただきますよう宜しくお願いいたします。

## 記

### 1 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮し、無理のない適正な運転時間等を設定した走行計画を作成すること。

また、乗務状況を把握し、走行計画どおり走行できなかった場合には、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行うこと。

### 2 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

安全な運転を実施させるため、運転等業務従事者に乗務を開始させる前に点呼等を実施し、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め必要な措置を講じること。

平成21年・22年 1月～8月の事故の型別労働災害状況

区分		墜落・ 転落	転倒	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故	動作の反動・ 無理な動作	その他	計	21年比
21年	死亡	0	0	1	1	0	0	2	
22年	〃	0	0	0	3	0	0	3	50.0%増
21年	死傷	96	72	55	27	45	108	403	
22年	〃	87	44	20	22	40	82	295	26.8%減



平成22年度 陸上貨物運送事業  
年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

## 1 趣 旨

平成20年及び平成21年における陸上貨物運送事業の労働災害による死亡者数の大幅減少を受けて本年度から改定された「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 平成20年度～24年度）に基づき、5年間で労働災害による死亡者数を半減させ（平成24年には、年間98人以下とする。）、また、死傷者数を15%以上減少させる（平成24年には、年間1万1千人台前半以下とする。）、過重労働による健康障害を防止するなどの計画目標を達成するため、残り3年間の計画期間において、なお一層積極的な安全衛生活動を展開していくこととしている。

陸上貨物運送事業における近年の労働災害の発生状況をみると、死亡者数については、平成18年に198人と初めて200人を下回った後、平成20年には148人と150人を下回り、平成21年には122人と過去最少となったものの、本年においては、9月7日現在の速報値で前年比60.7%の大幅増加となっており、憂慮すべき状況にある。

一方、死傷者数は、長期的には減少傾向にあり、平成20年には前年比9.4%増加の14,691人となったものの、平成21年には12,794人と初めて1万3千人を下回り、本年に入ってから前年並みの水準で推移している。

また、近年の傾向として、死亡者数の約6割が交通労働災害によるものであり、死傷者数の約7割が荷役運搬作業によるものとなっている。

本年に入ってから交通労働災害を中心とする死亡災害が大幅に増加していることを踏まえ、当協会では、平成22年7月1日付け陸貨災防発第113号、平成22年8月10日付け陸貨災防発第162号及び平成22年9月15日付け陸貨災防発第177号（下記7(2)イにおいて「緊急要請」という。）により、会長名で各都道府県支部長に対して、陸運業における死亡災害等の防止に向けて、3回の緊急要請を行っているところであるが、陸運業界においては、特に年末・年始は、荷動きの増加、冬期における気象条件や交通事情等により作業環境が変化することに伴い、死亡・重大災害を含む労働災害が多発することが懸念されることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策を更に積極的に推進するとともに、引き続き死傷災害の約7割を占める荷役運搬作業に係る労働災害防止対策に重点的に取り組む必要がある。

このような取組に当たっては、労働安全衛生法等の法令を遵守することはもとより、経営者と従業員が一致協力して企業・事業場における自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが必要不可欠である。その際、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である、危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図っていくことや、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」等の周知・普及、「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」の周知・活用等を行うことも必要である。

以上を踏まえ、

「ハットした・ヒヤットしたその瞬間 教訓活かして 安全運転」

をスローガンに、この12月1日から来年1月31日までの2か月間を平成22年度年末・年始労働災害防止強調期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

## 2 実施期間

平成 22 年 12 月 1 日 (水) から平成 23 年 1 月 31 日 (月) まで

## 3 スローガン

ハットした・ヒヤットしたその瞬間 教訓活かして 安全運転  
(第 46 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 安全衛生標語入選作品交通部門)

## 4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

## 5 後援

厚生労働省

## 6 実施者

会員事業場

## 7 主唱者の実施事項

### (1) 本部の実施事項

イ 支部が行う交通事故・労働災害防止大会等の開催、陸運災防指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等について、支援・協力を行う。特に、死亡災害の発生水準が高い支部や労働災害の増加が懸念される支部等に対しては、本部・支部一体となった効果的な取組が行えるよう、必要な支援・指導を行う。

ロ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」や「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」の周知・普及に努める。

ハ リスク低減の取組を推進するため、危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメントの手法、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」（リクムス）等の周知・普及に努める。

ニ 都道府県労働局、社団法人全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

ホ 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

ヘ 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

### (2) 支部の実施事項

都道府県労働局・労働基準監督署、社団法人都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等の支援・協力を得て、次の取組を行う。

イ 交通事故・労働災害防止大会等の開催、陸運災防指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等を行う。なおその際、ミニポスター、リーフレット等を活用しながら「緊急要請」の内容の周知に努める。

(イ) 支部役職員、陸運災防指導員、交通・荷役労働災害防止指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導の実施に当たっては、「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）を活用する。

- ロ 陸運災防指導員会議等において、死亡災害要因分析シート、交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート、過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート等を活用した効果的な取組を進める。
- ハ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場における同ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。
- ニ 「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」や「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」の周知に努める。
- ホ 荷主や配送先の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、「安全作業連絡書」の周知・普及に努めるとともに、関係行政機関の協力も得ながら、荷主や配送先に対し協力要請を行う。
- ヘ 先取り型の安全衛生対策として、「リスクアセスメントイラストシート」（図書）等を活用したリスクアセスメントの手法の周知・普及、「こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム」（図書）等を活用した労働安全衛生マネジメントシステムの周知・普及を図る。
- ロ 広報誌、ホームページ等により本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

## 8 会員事業場の実施事項

- イ 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ロ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

### 参考リーフレット等

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（平成 20～24 年度）
- 緊急！陸運業の死亡災害が大幅に増加  
～交通労災、荷役災害防止の一層の取組を～
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 交通労災防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ  
～ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法～
- 安全作業連絡書の活用を！
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう  
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～

「ハットした・ヒヤットしたその瞬間 教訓活かして 安全運転」というスローガンによる安全ポスター（No.59）を新たに作成し、1部200円（送料別）で頒布する予定です。詳しくは、当協会のホームページを御覧ください。

別添

## 職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人未満）

平成20年9月改正

事業場名				従業員数	人	
点検年月日	平成	年	月	日	点検者氏名	印

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目				
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む。） ※計画実施についての評価	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
4. 安全衛生管理体制				
(1) 安全衛生推進者の選任（労働者10人以上50人未満の事業場）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(2) 安全衛生管理規程の作成	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
6. 安全衛生について労使で話し合う場の設置状況				
(1) 設置しているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(2) 開催状況（月1回以上）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
7. 安全衛生教育の実施状況				
(1) 雇入れ時の教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(2) 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(3) 作業内容変更時の教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(4) 事故発生者に対する教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(5) 運転適性診断	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(6) 腰痛予防のための管理者教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(7) 腰痛予防のための作業従事者教育	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
8. 健康管理				
(1) 雇入れ時の健康診断	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(2) 定期健康診断（年1回）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(3) 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(4) 健康の保持増進対策（健康づくり）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(5) 快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない
(6) 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間）	<input type="checkbox"/>	月45時間以内	<input type="checkbox"/>	月45時間超
			<input type="checkbox"/>	月45～80時間
			<input type="checkbox"/>	月80～100時間
			<input type="checkbox"/>	月100時間以上
(7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない

9. 荷役運搬作業の安全対策			
(1) 作業計画の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 積卸し作業指揮者の選任 (一の荷でその重量が100kg以上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(5) 作業開始前点検 (該当するものに○をつけて下さい)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア 貨物自動車   イ フォークリフト   ウ 移動式クレーン			
エ コンベヤー   オ 器具・工具       カ その他			
(6) 定期自主検査 (同上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア フォークリフト   イ 移動式クレーン   ウ その他			
(7) 危険作業従事資格者の配置 (同上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア フォークリフト   イ 移動式クレーン   ウ はい作業			
エ 玉掛け作業   オ その他			
(8) 保護帽・安全靴の使用	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
10. 交通労働災害防止対策			
(1) 交通労働災害防止のための管理体制			
ア 運行管理者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 適正な労働時間			
ア 時間外労働及び休日労働に関する協定 (36協定) の届出 (イ～カの改善基準告示等の遵守)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 1か月の拘束時間 (293時間以内)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ウ 1日の拘束時間 (13時間以内)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
エ 休息期間 (8時間以上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
オ 1日の運転時間 (9時間以内)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
カ 連続運転時間 (4時間以内)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 走行管理			
ア 走行計画の作成及び指示	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 走行経路の決定	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
エ 点呼の実施			
①乗務前点呼 (疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等による把握	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
カ 車両等の点検・整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
キ 異常気象時の措置	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ク 荷の適正な積載	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(4) 意識の高揚 (該当するものに○をつけて下さい)			
ア 交通安全情報マップの作成等   イ 標語募集			
ウ ポスター掲示   エ 表彰   オ その他			

別添

## 職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人以上）

平成20年9月改正

事業場名				従業員数	人	
点検年月日	平成	年	月	日	点検者氏名	印

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目		
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む。） ※計画実施についての評価	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> していない
4. 安全衛生管理体制		
(1) 総括安全衛生管理者の選任（規模100人以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 安全管理者の選任（規模50人以上、選任時研修修了者）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(3) 衛生管理者の選任（規模50人以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(4) 産業医の選任（規模50人以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(5) 安全衛生管理規程の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
6. 安全衛生委員会		
(1) 設置しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 開催状況（月1回以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
7. 安全衛生教育の実施状況		
(1) 雇入れ時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(3) 作業内容変更時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(4) 事故発生者に対する教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(5) 運転適性診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(6) 腰痛予防のための管理者教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
8. 健康管理		
(1) 雇入れ時の健康診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 定期健康診断（年1回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(3) 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(4) 健康の保持増進対策（健康づくり）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(5) 快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(6) 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間）	<input type="checkbox"/> 月45時間以内	<input type="checkbox"/> 月45時間超 <input type="checkbox"/> 月45～80時間 <input type="checkbox"/> 月80～100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間以上

(7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
<b>9. 荷役運搬作業の安全対策</b>			
(1) 作業計画の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア 貨物自動車   イ フォークリフト   ウ 移動式クレーン			
エ コンベヤー   オ 器具・工具       カ その他			
(6) 定期自主検査（同上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア フォークリフト   イ 移動式クレーン   ウ その他			
(7) 危険作業従事資格者の配置（同上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア フォークリフト   イ 移動式クレーン   ウ はい作業			
エ 玉掛け作業   オ その他			
(8) 保護帽・安全靴の使用	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
<b>10. 交通労働災害防止対策</b>			
(1) 交通労働災害防止のための管理体制			
ア 運行管理者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 適正な労働時間			
ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出 （イ～カの改善基準告示等の遵守）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 1か月の拘束時間（293時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ウ 1日の拘束時間（13時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
エ 休息期間（8時間以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
オ 1日の運転時間（9時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
カ 連続運転時間（4時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 走行管理			
ア 走行計画の作成及び指示	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 走行経路の決定	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
エ 点呼の実施			
①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が 13時間を超える場合の睡眠状況の確認	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等 による把握	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
カ 車両等の点検・整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
キ 異常気象時の措置	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ク 荷の適正な積載	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい）			
ア 交通安全情報マップの作成等   イ 標語募集			
ウ ポスター掲示   エ 表彰   オ その他			

## 講習会のお知らせ

### ◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

#### 1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成22年12月15日(水) 9時～17時
	2日目	平成22年12月16日(木) 9時～18時
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

#### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	陸運防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

#### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

#### 4. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書 (A4サイズにコピーして使用して下さい)

② 証明写真2枚 (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等 (運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可)

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災害防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時 (12時～13時は除く)。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。  
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間  
平成22年11月15日(月)～平成22年12月7日(火) 必着  
ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。  
(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

## 5. 修了証

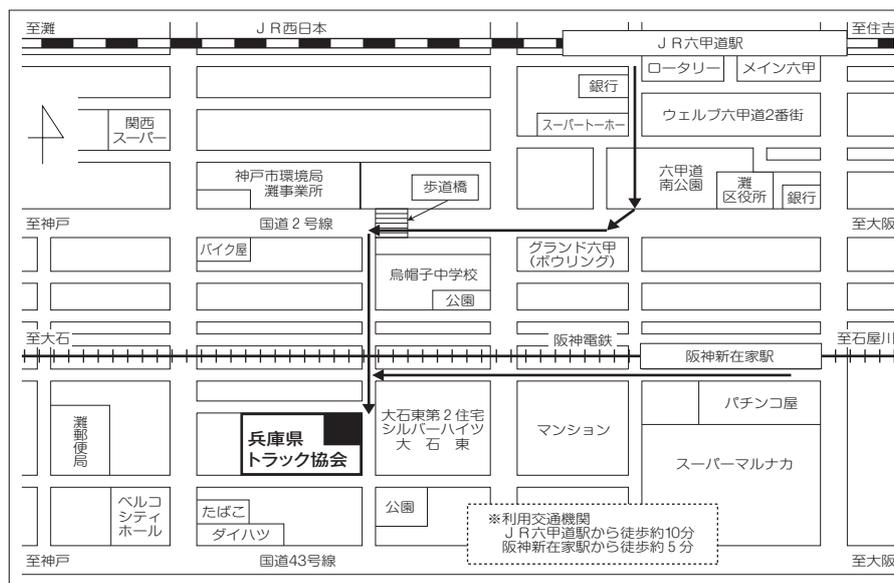
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。  
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

## 6. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

## はい作業主任者技能講習会場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
TEL(078)882-5556





きれいな空気を大切に…

# アイドリングストップ宣言

(社)兵庫県トラック協会

# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。  
縦3.5cm  
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒  電話 (携帯電話)		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒  電話	F A X	
	名称			

## 証 明 書

受講者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に \_\_\_\_\_ 年 月から \_\_\_\_\_ 年 月まで  
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業者名 \_\_\_\_\_

事業者 \_\_\_\_\_ ㊟

書替・再交付年月日 \_\_\_\_\_ ※ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

## 平成22年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講習名	講習日		受講定員
	日程		
第4回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成23年3月	50名
第5回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月 ※詳しく41P、42Pを ご参照下さい。	100名
第6回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成23年2月	100名
<p>場所は主に神戸市（兵庫県トラック協会研修センター）を予定            ※フォークリフト運転技能講習の2日間（11時間）講習については、現在業務規定を改正中ですので            詳細は、決定次第お知らせ致します。</p>			



## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 22 年 9 月末現在)

(単位：円/ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		86.40	89.65	99.20	98.00
出 光		87.20	91.00	96.10	97.00
J エ ナ ジ ー					95.00
コ ス モ		87.10	87.70	100.80	96.50
昭 和 シ ェ ル		88.90	88.50		
モ ー ビ ル		84.90		95.50	
エ ッ ソ		88.00		103.00	112.00
ゼ ネ ラ ル		86.00			
三 井				104.00	
そ の 他		87.28	91.09	94.17	95.57
総 計		87.09	90.40	98.47	97.29
22 / 8	全国平均	91.78	調査なし	98.33	98.48
	近畿平均	90.46		97.48	97.93

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円/ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成21年10月		84.57	86.77	92.63	92.48
平成21年11月		82.43	86.87	91.32	90.37
平成21年12月		85.73	88.15	92.48	91.15
平成22年1月		85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年2月		87.62	90.23	96.75	94.55
平成22年3月		87.10	89.50	96.77	93.18
平成22年4月		88.53	90.54	96.65	95.56
平成22年5月		92.30	94.37	100.13	98.38
平成22年6月		93.43	96.41	102.58	99.43
平成22年7月		92.12	96.02	102.46	98.33
平成22年8月		90.93	93.14	100.48	101.71
平成22年9月		89.63	93.45	100.15	99.54
平成22年10月		87.09	90.40	98.47	97.29
年 間 平 均		88.21	91.19	97.30	95.99

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**  
(県からの補助金に大きく影響します)

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
22.10.5	東神戸	一般利用	(株)P-1トランスポート	井上 豊	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町29-9 ☎ 078-413-9901 FAX 078-413-9902
10.5	淡路	一般利用	(有)ダイニチ工業	砂尾 久夫	〒656-1304 洲本市五色町都志万歳838番地11 ☎ 0799-33-0386 FAX 0799-33-1171
10.18	東神戸	一般	神戸冷凍運輸(株)	小松 義仁	〒658-0025 神戸市東灘区魚崎南町5丁目6-12-306 ☎ 078-862-5871 FAX 078-862-5872

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者
22.10.19	東神戸	一般利用	神戸貨物(株)	吉田 福司
10.21	東神戸	一般利用	福井運輸(株)	松村 武彦

## 変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
22.10.4	P.125	住所	(有)原田急送 神戸市西区大津和1丁目4-7	〒651-2112 神戸市西区大津和2丁目4-100
10.4	P.202	代表者	(有)丹波牛乳運送 三木 亮介	谷川 俊隆
10.5	P.174	代表者	(株)サンキュウ・トランスポート・関西 本田 明道	高木 達男
10.6	P.95	代表者	神戸生コン運輸(株) 有山 泰弘(会長) 有山 博文(社長)	有山 博文(社長) 有山 泰功
10.12	P.174	名称・代表者(2名) 住所	三徳機械(株) 金田 一郎 たつの市揖保川町山津屋54-2	三徳倉庫(株) 金田 一郎・金田 一徳 〒671-1631 たつの市揖保川町山津屋37-1
10.12	P.17	住所・代表者 TEL・FAX	(株)福富運送 田中 榮子 尼崎市西昆陽2丁目14-1 TEL 06-6432-0606 FAX 06-6432-2757	〒664-0837 伊丹市北河原3丁目2-29 TEL 072-782-0606 FAX 072-782-0601
10.20	P.120	名称・代表者	京都碓永自動車(株) 碓永康二	弘由ロジスティックス(株) 下副田 弘文

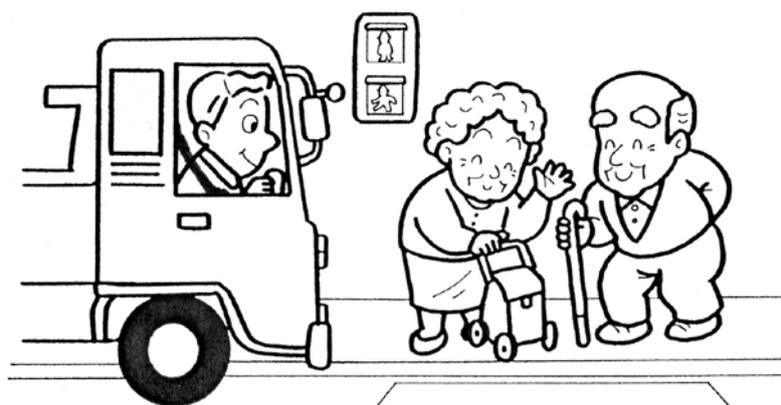
よろこび ご受賞おめでとうございます。

22.10.22	平成22年度 道路運送事業等運転者 永年勤続近畿運輸局長表彰	下内時雄氏 (出雲運送(株))
		西出守氏 (中谷機工(株))



かなしみ

年月日	支部名	氏名	会社名
22.9.4	明石	森井義美様	森井陸送(株)
9.5	西宮	藤本博士様	津門(株)
9.29	西播	岩谷浩一様	岩谷運輸(株)



**ちょっとした地球への思いやり  
エコ・ドライブ推進中！です**

# 協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
10・4	第15回全国トラック運送事業者大会	パシフィック 横浜自動車 自会館	11・5	全ト協環境問題対策委員会	全ト協
5	自動車関係団体連絡会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	8	全ト協交通対策委員会	全ト協
6	第2回阪神港出入管理情報システム利用者検討会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館		自動車関係団体連絡会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
7	兵庫県大気環境保全連絡協議会第2回幹事会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	10	ダンプ部会情報交換会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
	ダンプ部会通常総会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館		グリーン物流セミナー	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
11	トラックの日イベント スタンプラリー等	高浜岸壁 (ハーバーランド)		平成22年度特例民法法人定期検査	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
12	海コン部会役員会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	11	平成22年度近畿地区物流政策懇談会・幹事会	大ト協
	PSカード説明会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	12	五ブロック女性交流会	ホテルグランヴィア 大阪
13	はい作業主任者技能講習	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	16	正しい運転・明るい輸送運動	ラッセル ホテル
	全国道路利用者会議 第60回全国大会及び道路視察	北(海)道 (15日)		ひょうご安全の日推進県民会議総会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
14	はい作業主任者技能講習	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	17	総務委員会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
15	中小トラック事業者IT化推進セミナー	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	18	フォークリフト運転技能講習〔学科〕	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
17	ひょうごエコフェスティバル2010	三田市 [県立有馬富士公園]		グリーン経営講習会	三宮研修 センター
	大阪府トラック協会「トラックの日」	吹田市 [万博記念公園]	19	(社)滋賀県トラック協会 物流セミナー	琵琶湖 ホテル
18	(社)和歌山県トラック協会 物流セミナー	和歌山県民文化 センター		下請ガイドライン説明会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
20	近ト協 幹事会	大ト協	21	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港 湾教育訓練協 会
	適正化啓発小委員会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	23	兵青協 第4回ボウリング大会	稲美町
	三木会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	24	安マネ&時間外割増賃金・合同研修会(仮称)	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
21	整備管理者選任後研修	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	25	安マネ&時間外割増賃金・合同研修会(仮称)	西三宮研 修センター
	荷卸し時の安全対策に係る意見交換会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	26	兵庫県過積載防止対策連絡会議	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
22	道路運送事業等運転者永年勤続局長表彰式	ANAクラウン プラザホテル神 戸	27	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港 湾教育訓練協 会
	近畿各府県トラック協会 会長会議	近畿運輸 局	28	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港 湾教育訓練協 会
23	高圧ガス保安促進週間	全 国	29	環境キャンペーン	JR神戸駅南 兵庫同地方 神戶市教 神育会館
	ドライバーコンテスト全国大会学科競技	自動車安全運 転センター中央 研修所		「環境にやさしい物流に向けたパートナーシップ」フォーラム	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
24	ドライバーコンテスト全国大会実科競技	自動車安全運 転センター中央 研修所	30	整備管理者選任後研修	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
25	ドライバーコンテスト全国大会表彰式	京ラ王 プラザ		— 12月の予定 —	
	兵ト協 正副会長会議	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	12・1	年末の交通事故防止運動	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
26	兵庫県高圧ガス大会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	2	全ト協 正副会長会議、常任理事会(冬季道運研懇親)	第一ホテル 京東
	KTS「正副会長会議」	滋賀県「琵琶 湖ホテル」	7	近畿地区物流政策懇談会	大阪市内
27	全ト協物流政策委員会	全ト協	8	自動車関係団体連絡会	
	兵ト協 本部研修センター建設検討委員会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	9	陸災防近畿ブロック事務局連絡会議	新都市(京 都市)ホテル 新市
	神戸地区環境保全連絡協議会 研修会	神戸商工 貿易センター ビル26階	13	事故防止研修会	新市
28	整備管理者選任後研修	和文田山 町文化会館	14	コンプライアンス小委員会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
	(社)大阪府トラック協会 物流セミナー	ホテルニュー オータニ大阪		三木会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
29	全国登録教習機関協会近畿ブロック会議	クラウン プラザホテル	15	はい作業主任者技能講習	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
	兵庫県交通対策委員会踏切対策部会	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	16	はい作業主任者技能講習	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
	第40回物流セミナー	ANAクラウン プラザホテル	17	運行管理者基礎講習	神戸海 洋館
	— 11月の予定 —			— 1月の予定 —	
11・1	踏切事故防止キャンペーン	兵庫同地方 神戶市教 神育会館	1・17	整備管理者選任後研修	兵庫同地方 神戶市教 神育会館
2	環境審議会大気環境部会(第3回)	神戶市教 育会館		取扱・食品部会合同「新春荷主懇談会・研修会」	ホテルオー グ神戸
4	第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会	栃木県総合 文化センター	21	運行管理者基礎講習	神戸海 洋館
	整備管理者選任後研修	姫路市勤 労館	27	整備管理者選任後研修	姫路市勤 労館
5	平成22年度兵庫安全衛生大会	西市民会 館			